



毎月1回1日発行
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)
 電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦
 編集委員会：佐野俊光 若杉貴浩 外山久典 野田徹 白石栄一
 印刷所：(株)白 橋



R4.6.27 国土交通省宮崎河川国道事務所における災害査定模擬演習（机上） 災害復旧技術専門家講師3名派遣

目 次

熊本地震および令和2年7月豪雨等の復旧・復興の状況について ～視察、見学の御案内～
 ……熊本県土木部河川港湾局河川課 審議員 堤 康博… 2

江の川水系江の川等及び本川水系本川を特定都市河川に指定… 7

8月1日「水の日」に全国各地でブルーライトアップ！… 8

河川入門講座（2） 河川は自然公物である… 9

防災課だより 人事異動… 10

水管理・国土保全局 防災課 ー配置図ー… 11

被害報告… 6月30日現在… 12

熊本地震および令和 2 年 7 月豪雨等の復旧・復興の状況について

～視察、見学の御案内～



熊本県土木部河川港湾局河川課 審議員 **堤 康博**

1. はじめに

近年、熊本県では、2016年に「熊本地震」、2020年に「令和 2 年 7 月豪雨」の 2 つの大きな災害があり、国土交通省をはじめ、全国各県および市町村の皆様から、多大な御支援を受け、復旧・復興をおこなっているところです。全国の関係者の皆様にお礼申し上げます。

連続して大規模災害となったことに加え、コロナ禍もあって、関係者の皆様におかれましては、その後の復旧・復興状況が気になっていても、視察や見学はご遠慮されていた状況かと存じます。

交通網の復旧が進み、旅館等の宿泊施設も通常営業に戻りつつありますので、今後の防災に役立てて

いただくため、視察や見学をご検討される際の参考としていただけるよう、被災・復旧箇所等の情報を整理しましたのでご参照ください。

2. 主な被災、治水事業等

近年の県内の主な被災、関連する治水事業等の位置図は、図-1 のとおりです。熊本地震および豪雨からの復旧・復興等の他、周辺の主な観光地の位置を示しています。

また、主な災害の復旧・復興状況は表-1 のとおりです。

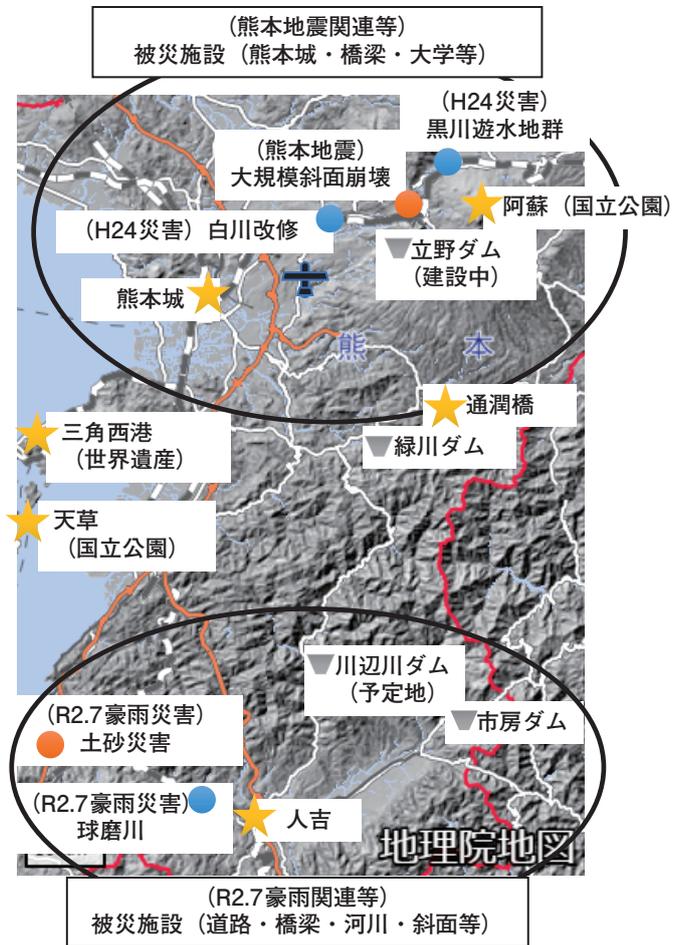


図-1 主な被災、治水事業等の位置

表-1 熊本県内の主な災害の復旧・復興状況（近年順）

発生年	名 称	主なエリア	復旧・復興状況
2020	令和2年7月豪雨	芦北・球磨	復旧工事中
2016	熊本地震（H28）	県下全域	被災施設は熊本城等を除き概ね復旧済 現在、益城町等の復興事業を推進
2012	平成24年7月九州北部豪雨	熊本市、阿蘇	復旧完了（2019）

3. 災害の記録について

熊本県では、熊本地震や令和2年7月豪雨の経験、教訓を後世に残し、今後の災害対応にいかすため、災害に関する写真、映像、文書等の資料をデジタルアーカイブとして公開しています（図-2）。

又、「熊本地震 記憶の廻廊」（図-3）は、熊本

地震の教訓等を確実に後世に伝承し、本県のみならず国内外の防災・減災への対応力の強化を図るとともに、災害に強く、誇れる資産を次代につなぎ、夢にあふれる新たな熊本の創造を目指すものです。熊本地震の記憶を未来へ遺し学ぶ回廊型フィールドミュージアムとなっています。

参考となる県のホームページアドレスを表-2に紹介します。更に、関係機関のホームページアドレスを表-3に示させていただきます。



図-2 熊本災害デジタルアーカイブ

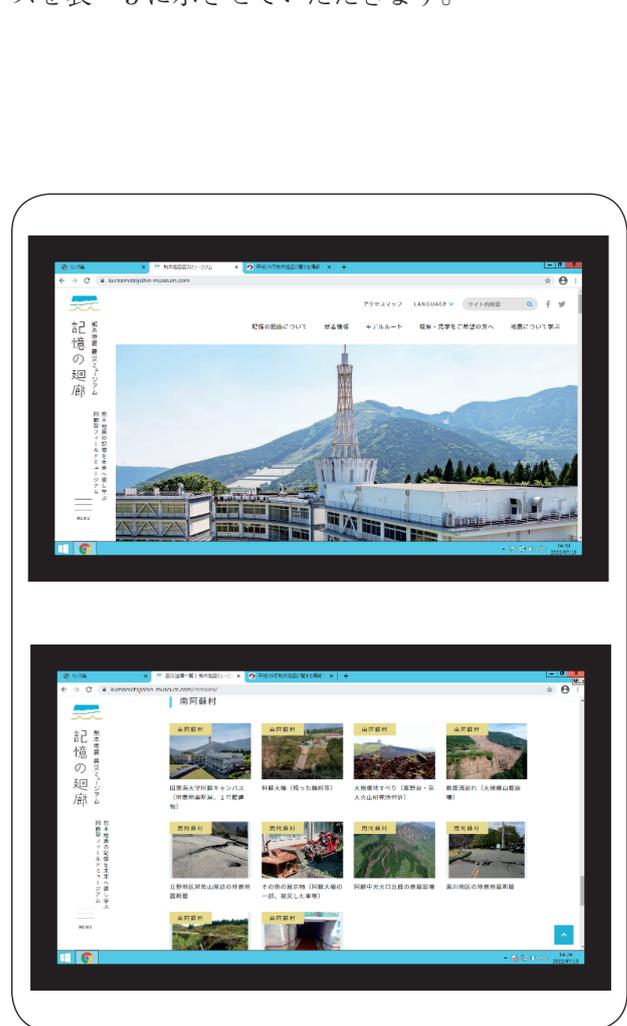


図-3 熊本地震ミュージアム「記憶の廻廊」

表-2 熊本県の参考ホームページアドレス

熊本県のホームページ紹介	
内 容	ホームページアドレス
熊本災害デジタルアーカイブ	https://www.kumamoto-archive.jp/
熊本地震震災ミュージアム「記憶の廻廊」	https://kumamotojishin-museum.com/
熊本地震震災ミュージアム基本計画	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/70/50458.html
熊本地震に関する情報	https://www.pref.kumamoto.jp/site/kumamotojisin/
令和2年7月豪雨情報	https://www.pref.kumamoto.jp/site/r2-gouu/
令和2年7月豪雨 芦北地域振興局土木部【災害復旧だより】	https://www.pref.kumamoto.jp/site/kennan/list48-256.html
令和2年7月3日からの豪雨に関する熊本県管理ダムの洪水調節効果	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/51654.html
平成24年7月九州北部豪雨 治水対策事業	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/5727.html
平成24年7月九州北部豪雨 白川・黒川河川激特事業	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/5723.html

表-3 その他の参考ホームページアドレス

内 容	ホームページ管理者	ホームページアドレス
令和2年7月豪雨、道路啓開等	八代河川国道事務所 (国交省)	http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/
令和2年7月豪雨、アーカイブ	八代河川国道事務所 (国交省)	https://kumariver-r0207archive.jp/
令和2年7月豪雨、道路啓開等	八代復興事務所 (国交省)	http://www.qsr.mlit.go.jp/yatsushiro_r/
川辺川ダム・川辺川直轄砂防	川辺川ダム砂防事務所 (国交省)	http://www.qsr.mlit.go.jp/kawabe/
令和2年7月豪雨、復興	人吉市	https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aview/1054/16267.html
熊本地震、復旧工事等	熊本河川国道事務所 (国交省)	http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/jishin_fukkyu/index.html
熊本地震、阿蘇大橋地区等	熊本復興事務所 (国交省) (閉所)	http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto_r/
阿蘇山直轄砂防	阿蘇砂防事務所 (国交省)	http://www.qsr.mlit.go.jp/asosabo/
熊本城	熊本市	https://castle.kumamoto-guide.jp/
通潤橋	山都町	https://tsujunbridge.jp/
立野ダム	立野ダム工事事務所 (国交省)	https://www.qsr.mlit.go.jp/tateno/

4. 主要箇所の概要

(1) 熊本地震による熊本城の被害（熊本市）

慶長12年（1607年）に加藤清正によって築城された熊本城は、平成28年熊本地震により、全域的に甚大な被害を受けました。現在、管理者である熊本市が、被災した石垣・建造物等の復旧を進めるとともに、復旧過程を広く公開する「特別公開」を実施しています。

(2) 熊本地震による土砂災害等（南阿蘇村）

① 数鹿流崩れ（すぎるくずれ：大規模山腹崩壊）

熊本地震によって引き起こされた自然現象の中でもっとも象徴的なものの一つで、急傾斜地で発生した斜面の崩壊現象と、それに伴う国道57号など重要インフラの破壊など、深刻な地震被害を如実に表すものです。

② 阿蘇大橋（残った橋桁等）

崩落した橋の一部が峡谷に引っかかる形で残っています。

③ 大規模地すべり（高野台・京大火山研究所付近）

火山灰土質からなる斜面の崩落は緩傾斜にもかかわらず大規模で、崩壊土が長い距離を流れ下るといって極めて特異な現象が起きました。滑落崖には過去約5万年間の阿蘇火山からの火山灰が降り積もった断面が観察でき、地質学的にも貴重な遺構です。

④ 旧東海大学阿蘇キャンパス（地表地震断層、1号館建物）

建物の真下を断層が貫いており、断層の変位による建物への影響を直感的に把握することができません。震度6強の揺れを受けながら倒壊しなかった建物と断層が一体的に保存されている事例は国内に例を見ません。

(3) 熊本地震による通潤橋の被害

通潤橋は嘉永7年（1854年）に造られた日本最大級の石造りアーチ水路橋です。1960年（昭和35年）に国の重要文化財に指定され、豪快な放水は有名です。2017年4月から、地震により変形した手摺石の積み直し、通水管の目地漆喰の詰め直しを実施しました。

(4) 令和2年7月豪雨による球磨川の被害等（八代・芦北・球磨方面）

① 球磨川沿川

国管理区間の34箇所で氾濫による越水・溢水が発生、県管理河川では257箇所被害が発生しています。河道埋塞やそれに伴う流路変更、掘り込み区間の側方侵食や護岸の一部欠損なども発生しました。球磨川沿川の道路では、土砂流出や法面崩落、路肩崩落、道路損壊などが発生しました。

② 被災橋梁群

球磨川沿いで10橋の道路橋と3橋の鉄道橋が被災・流失しており、一部は現在、復旧工事中です。河川沿いから車中見学していただくと、その様子を見ることが出来ます。

(5) 令和2年7月豪雨からの復興シンボル

“HASSENBA”（人吉市）

球磨川くだりの“発船場”が、観光拠点“HASSENBA”になりました。豪雨被害から復興のシンボルとなっています。

(6) 平成24年7月九州北部豪雨の復旧

① 白川河川改修

平成24年7月12日未明から阿蘇カルデラ内を中心に短時間で記録的な大雨となり、阿蘇市では1時間あたり100mm前後の雨が4時間継続するなど記録的な豪雨となり、白川流域全体で広範囲に浸水被害が発生しました。この洪水により、住宅が密集する白川の熊本市北区龍田陳内地区において、浸水面積約6.2ha、浸水戸数154戸の浸水被害を受けました。このため、氾濫箇所の河道法線を大きく変えるいわゆるショートカットによる改修を実施しました。

② 黒川遊水地群

白川水系黒川では、平成24年7月九州北部豪雨を受けて新たに2つの遊水地を整備しました。完成済みであった3つの遊水地と合わせて合計5つの遊水地があり、現在、更にもう一つの遊水地を整備中です。

(7) その他

① 立野ダム（国、建設中）

立野ダムは、白川沿川の洪水被害を防ぐことを目的とした洪水調節専用ダム（流水型ダム）であり、

現在、ダム本体を形成するコンクリートの打設が行われているところです。

② 阿蘇山直轄砂防事業（国、工事状況）

阿蘇カルデラ内で平成28年熊本地震とその後の降雨による崩壊の拡大等を踏まえ、土石流の発生する可能性が高い溪流において、集中的な対策施設の整備を行い、集落等への直接的な被害を防止・軽減するとともに、下流河川に流出する土砂量を低減し、土砂洪水氾濫による被害を軽減することを目的として、砂防堰堤などの施設整備が実施されています。

③ 緑川ダム（国、地域連携）

緑川ダムは、昭和46年（1971年）3月に完成した重力式コンクリートダムです。ダム湖周辺の環境整備が素晴らしく、豊かな自然を大切に守り、育みながらキャンプ場やピクニック広場などが整備され、「魅力つきないダムエリア」となっています。

④ 川辺川における流水型ダム（国、予定地）

川辺川ダム建設事業は、球磨川流域における洪水被害の防止・軽減を目的としています。令和3年3月策定の球磨川水系流域治水プロジェクトでは、命

と環境の両方を守る「緑の流域治水」の柱として「新たな流水型ダム」が盛り込まれ、現在、調査・検閲中です。

⑤ 市房ダム（県、効果事例）

市房ダム（昭和35年完成）は、洪水調節を主目的とし、併せて発電及びかんがいを行う多目的ダムです。令和2年7月豪雨では洪水調節により、下流河川の水位を低減させる効果がありました。

5. 宿泊地について、

宿泊地の設定については、県の観光案内ホームページ「熊本県観光サイト もっと、もーっと！くまもっと」（図-4）が参考となります。

熊本県には、阿蘇をはじめ各地に多くの温泉があります。県を跨ぐ際も、九州中央部に位置していますので選択肢としてご検討ください。

6. おわりに

熊本は度重なる自然災害がありましたが、ようやく復興の兆しが見え、各地の賑わいが戻りつつあります。是非、この機会に熊本を訪れ、業務の参考として頂きますようお願いいたします。

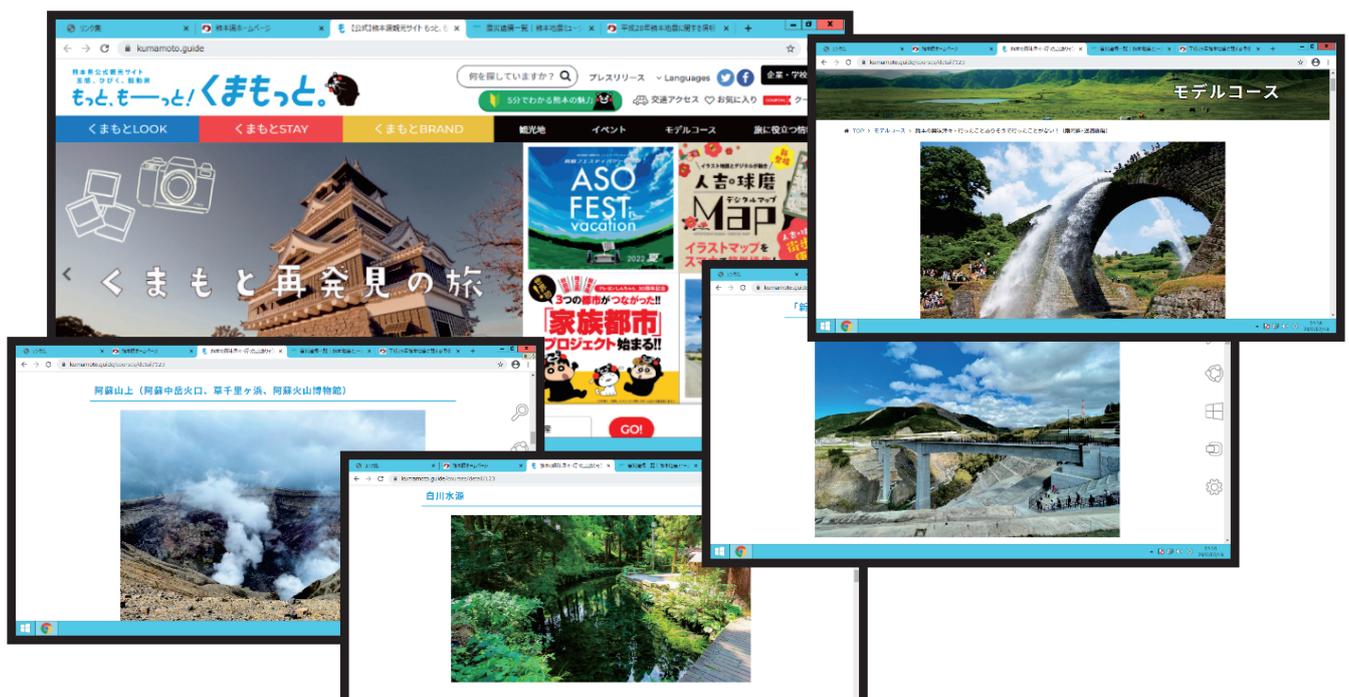


図-4 「熊本県観光サイト もっと、もーっと！くまもっと」 <https://kumamoto.guide/>

いのちとくらしをまもる 防災減災

江の川水系江の川等及び本川水系本川を 特定都市河川に指定

～本川(広島県管理)は、流域治水関連法施行後、二級河川として全国初の指定～

令和4年7月21日 水管理・国土保全局 治水課
水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官

国土交通省では、昨年11月に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、7月25日に、江の川水系江の川等計43河川を、特定都市河川に指定します。

また、広島県では、同日に、本川水系本川を特定都市河川に指定します。これは、二級河川としては、同法の施行後、全国初の指定となります。

- 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、令和4年7月25日に、一級河川江の川水系江の川等計43河川について、特定都市河川として指定します。
- また、広島県知事は、同日付けで、法第3条第5項の規定に基づき、二級河川本川水系本川について、特定都市河川として指定します。これは、二級河川としては、同法の改正後、全国初の特定都市河川の指定となります。
- 今後、江の川水系江の川等及び本川水系本川では、法第6条及び第7条の規定に基づく流域水害対策協議会を組織し、堤防整備・河道掘削等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、指定後、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 国土交通省では、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。



水の週間関連行事

8月1日「水の日」に全国各地でブルーライトアップ!

～～日本を青く染めて、「水の大切さ」を考えよう～

令和 4 年 7 月 25 日 水管理・国土保全局 水資源部水資源政策課

国土交通省は、8月1日「水の日」に、より多くの人に「水の大切さ」や「健全な水循環」について考えていただくため、地方公共団体・事業者・民間の団体等の協力を得ながら、全国各地の施設を、「水」を連想させるブルーにライトアップします。

「水の日」(8月1日)は、平成26年に制定された水循環基本法において、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深める日として位置づけられました。

「水の日」・「水の週間」(8月1日～7日)には、国・地方公共団体・事業者・民間の団体が連携して、例年、水の大切さに関する普及啓発活動を全国的に実施しています。

○ この取組は、地方公共団体・事業者・民間の団体等の協力を得て、令和2年度から実施しています。

今年度は、昨年度の52施設から大きく増え、全国各地の88施設で次のとおり実施します。

1. 日 付：令和4年8月1日(月)
2. 施 設：別紙のとおり(88施設)
3. 内 容：施設をブルーにライトアップ

詳細は、国土交通省 HP に掲載しています(以下 URL、QR コードより)。

URL：https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000080.html



ブルーライトアップの様子

河川入門講座 (2)

河川は自然公物である

公益社団法人全国防災協会 理事 松田 芳夫



「公物」とは国や地方自治体（それに準じる機関や組織を含む）により、公共の用に供される施設や土地のことを云います。

細かく分けると、道路、公園、河川のように直接、一般市民の利害に係る公物は「公共用物」といい、庁舎、職員宿舎のように専ら官公庁側が使う公物は「公用物」と称されます。

（財産という捉え方では公共用財産、公用財産と云います。）

ところで、同じ公共用物でも、道路と河川では本質的に大きな違いがあります。

それは道路が原則的には人が造ったものです。（ケモノ道とか昔の人が造ったのは別として）が、河川は人が登場する以前から自然界に存在していたということなのです。

この意味で観念上の分類ですが、河川や海岸の土地（公共海岸として管理されているもの）などを「自然公物」といい道路や公園のように人間が作り出したものを「人工公物」と云います。

河川が自然公物といっても、文明の発展とともに、人は農業灌漑や洪水の氾濫防御を目的として、長年にわたり河川に手を加えてきており、元の原始河川とは大きくその様子に変化しています。

又、その流路も自然状態のときは自由自在に変化していたのが、人為が加わると土地利用の便から固定されるようになります。

しかしながら、いくら人の手が加わっても河川の自然性という本質が消えるわけではありません。

河川を流れる流水は降雨という自然現象によるものであり、改修計画の想定以上の洪水が流れて来ても断ることはできません。

人間が維持管理をしなくても河川は存在し続けますが、維持管理を行わなければ道路や公園は森林や荒地など自然の土地に戻ってしまいます。

この自然性という特質のため、行政上の河川管理には他の人工公物とは異なる種々の制約が伴います。

行政上の河川は、自然の数ある河川に対し、国や都道府県が河川法の規定により指定して初めて法律上の河川、「法河川」となります。

法河川でない自然の河川は「普通河川」といわれます。

道路や公園は設置工事が完成し、安全性も備えた公共用物として供用開始の手続きを経て一般の人々に供されます。

自然公物の河川は改修工事もヘチマもなく、河川指定によって管理が開始される、いやむしろ河川改修を開始するために指定されるのです。

従って法河川だからといって災害が発生しないなどということはなく、むしろ殆どの水害は法河川で発生しているのです。

国家賠償法という法律があり、“道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害が生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。”と規定されています。

人工公物の場合は、施設の不備により事故が発生し被害を生じるということで、瑕疵（キズ、欠陥、不備）の内容がわかり易いのですが、河川の洪水で水害が発生したときには何が瑕疵かということがわかりにくいのです。

もともと自然状態の河川は人の立場からすると洪水になれば水害が発生し、それを防ぐために改修工事を始めたのですから、水害のたびに被害者から瑕疵があったと追及されても当惑するばかりです。

被害者側からすると法律で管理されている河川で水害が発生したのだから、どこかに瑕疵があったのだろうと考えるのも無理はありません。

というわけで、大きな被害を生じた水害では、被害者側から国や都道府県が訴えられて裁判になることがあります。

自然公物たる河川のつらい側面です。

防災課だより

人 事 異 動

〔水管理・国土保全局 人事発令〕

△令和 4 年 7 月 4 日

氏 名	新 所 属	備 考
藤田 昌邦	休職（（一財）建設業振興基金経営基盤整備支援センター研究部長）	大臣官房付（総務課長）
古橋 季良	総務課長	辞職（岡山市副市長）
鈴木 高	派遣（ベトナム共和国）	河川計画課付
山本 泰司	住宅局総務課長	水政課長
石川 亨	水政課長	水資源部水資源政策課長（併）内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）（命）内閣官房水循環政策本部事務局参事官
中川 雅章	水資源部水資源政策課長（併）内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）（命）内閣官房水循環政策本部事務局参事官	（一財）アジア防災センター所長

△令和 4 年 7 月 6 日

氏 名	新 所 属	備 考
貫名 功二	辞職（独立行政法人水資源機構本社経営企画部長）	大臣官房付（辞職（徳島県県土整備部長））

△令和 4 年 7 月 7 日

氏 名	新 所 属	備 考
三橋さゆり	退職	水資源部長（併）内閣官房副長官補付内閣審議官（併）内閣官房水循環政策本部事務局長
朝堀 泰明	水資源部長（併）内閣官房副長官補付内閣審議官（併）内閣官房水循環政策本部事務局長	防災課長
中込 淳	防災課長	大臣官房付（併）内閣官房副長官補付参事官（併）内閣官房国土強靱化推進室参事官
堂菌 俊多	大臣官房付（併）内閣官房副長官補付参事官（併）内閣官房国土強靱化推進室参事官	辞職（独立行政法人水資源機構本社経営企画部長）

令和 4 年 発生主要異常気象別被害報告

令和 4 年 6 月 30 日現在 (単位: 千円)

	冬期風浪及び暴浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道 岩手			2	10,000	1	14,000,000			2	280,000					14	2,417,000	16	2,427,000
									<32>	<1,343,877>							3	14,280,000
									(15)	(5,531,000)							(15)	<1,343,877>
宮城			20	282,800			1	2,040,000	171	12,085,877							192	14,408,677
									<33>	<4,898,700>							<33>	<4,898,700>
									(12)	(1,305,400)							(12)	(1,305,400)
福島			2	300,000	(1)	(340,000)			171	10,675,300							173	10,975,300
																	(1)	(340,000)
茨城 栃木 千葉 新潟			1	6,000	1	340,000								1	30,000		1	340,000
																	1	30,000
																	1	6,000
	7	665,000					4	650,000									11	1,315,000
石川 福井 長野									<2>	<5,000>							<2>	<5,000>
									16	423,600							16	423,600
			4	230,000	2	650,000									1	20,000	1	20,000
																	6	880,000
岐阜 静岡 愛知 三重 奈良 和歌山			3	100,000											2	650,000	5	750,000
																	3	179,000
																	1	12,500
																	5	305,000
																	1	150,000
																	3	26,000
島根 岡山 愛媛 高知 福岡					2	279,700											2	279,700
																	1	130,000
																	6	463,000
																	3	600,000
																	6	1,720,000
佐賀 長崎 熊本					2	580,000											2	580,000
																	5	530,000
																	1	950,000
																	4	1,025,000
大分 宮崎									<1>	<400,000>							<1>	<400,000>
									2	600,000							3	800,000
									4	143,000					2	8,400	11	309,900
鹿児島 沖縄																	15	510,400
																	9	261,498
									(7)	(107,800)							(7)	(107,800)
仙台 浜松					1	1,193,000			22	496,800							22	496,800
																	1	1,193,000
補助計					(1)	(340,000)			<68>	<6,647,577>							<68>	<6,647,577>
									(34)	(6,944,200)							(35)	(7,284,200)
直轄計	7	665,000	67	1,757,698	38	22,454,700	5	2,690,000	388	24,704,577	8	84,400			18	3,117,000	531	55,473,375
	1	540,000							2	1,038,000					2	793,507	5	2,369,507
合計	8	1,205,000	67	1,757,698	38	22,454,700	5	2,690,000	390	25,740,577	8	84,400			20	3,910,507	536	57,842,882

※被害報告は、月 2 回 (15日、月末) 国土交通省 HP で公表。最新は下記をクリック

http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html